

手当・助成など

★手当・医療費の助成など

児童手当



問 子育て支援課 ☎51-3161

対象 児童の養育者に対して支給されます。(所得制限有り)

受給期間 申請した月の翌月から15歳に達した年度の3月まで

支給月 2月・6月・10月

支給金額 児童1人当たり月額(表のとおり)
※所得制限限度額以上の受給者の場合、一律5,000円

区分	第1、2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	
3歳～小学校修了前	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	

子ども医療



問 子育て支援課 ☎51-2335

対象 中学3年生までの子どもが病院等を受診した時に医療費を助成します。(入院にかかる医療費は18歳到達の年度末まで)

助成内容 保険診療の自己負担分全額(入院の食事代、くすりの容器代等は対象外)

助成方法 子ども医療費受給者証の交付を受け、県内の医療機関の窓口で保険証と一緒に提示。受給者証は子育て支援課または窓口センターで申請。

※県外の医療機関での受診、保険証未提示での受診または、15歳到達の年度末から18歳到達の年度末までの入院分は子育て支援課へ申請により払戻し(通院分のみの払戻しの申請は窓口センターも受付可能)

医療費公費負担について

問 豊橋市保健所 こども保健課 ☎39-9167



下記の表の疾病について治療費の公費負担制度があります。

いずれの場合も、指定医療機関医師の意見書が必要となりますので、対象になると思われる方は医師にご相談ください。なお、症状や所得などにより、対象にならない場合があります。

区分	対象者	対象となる疾患
障害児自立支援医療 (育成医療)	18歳未満	ヘルニアの手術、心臓病の手術、口蓋裂の治療等
小児慢性特定疾病医療	18歳未満 (更新20歳未満)	内分泌の異常、小児がん、血液疾患、免疫疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患、消化器疾患、皮膚疾患等

不妊治療費・不育症検査費補助金

問 豊橋市保健所 こども保健課 ☎39-9160



不妊治療及び不育症検査費用にかかる医療費の一部を助成しています。

対象 豊橋市に住所のある方

ただし、年齢等に制限がありますのでホームページをご覧ください。

